

お手元に

# 鳥取県収入証紙

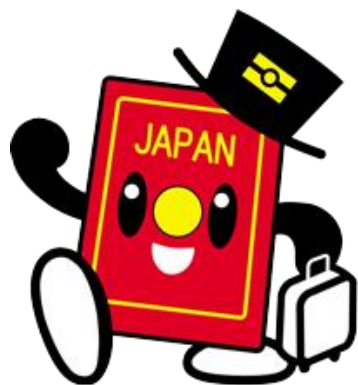
はありませんか



鳥取県収入証紙により旅券発給手数料を支払われたい場合は

**令和4年3月23日までに中西部・市町の旅券窓口  
又は同年3月25日までに県庁旅券窓口申請し  
同年3月31日までに受取る**

が必要です



使わない証紙は還付請求することができます

※返還する金額は証紙額面から手数料3.3%を控除した金額です

※令和8年9月30日までに鳥取県会計指導課で手続きが必要です

※詳細はとりネットをご確認ください

<https://www.pref.tottori.lg.jp/296529.htm> (鳥取県会計指導課)